

工 種	共通仮設費
-----	-------

改 定 理 由	一部改定	改 定																																	
	現 行	改 定	備 考																																
	<p style="text-align: center;">表-1 工 種 区 分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種区分</th> <th>工 種 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川工事</td> <td>河川工事において、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、護岸工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする</td> </tr> <tr> <td>河川・道路構造物工事</td> <td>河川における構造物工事及び道路における構造物工事において、次に掲げる工事 1. 樋門(管)工、水(開)門工、サイフォン工、床止(固)工、堰、揚排水機場、ロックシェッド(RC構造)、スノーシェッド(RC構造)、防音(吸音・遮音)壁工、コンクリート橋、簡易組立橋梁、仮橋・仮橋脚、P C橋(工場製作桁の場合)等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事 ただし、河川高潮対策区間における樋門(管)工、水(開)門工については「海岸工事」とする 2. 橋梁の下部工、床版工のみの工事及び橋梁(鋼橋は除く)の修繕、橋台・橋脚補強工事 3. ゴム伸縮継手(新設)、床版打替工、沓座拡幅工、落橋防止工(RC構造)、コンクリート橋の支承、高欄設置工(コンクリート、石材等)、旧橋撤去工(鋼橋コンクリート橋上下部)、トンネル内装工(新設トンネル) 4. 1・2及び3に類する工事 ただし、門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く</td> </tr> <tr> <td>海岸工事</td> <td>海岸工事において、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(開)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事において、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(開)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>道路改良工事</td> <td>道路改良工事において、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>鋼橋架設工事</td> <td>鋼橋等の運搬架設、塗装及び修繕に関する工事において、次に掲げる工事 1. 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、橋梁補修工(鋼板接着・増桁)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、落橋防止工(RC構造以外)、鋼橋の支承、道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門、樋門、樋管、排水機場等) 2. 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>P C橋工事</td> <td>工事現場におけるP C桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> <td>舗装の新設、修繕工事において、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事 ただし、小規模(パッチング等)な工事で施工箇所が点在する工事は除く</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	工 種 内 容	河川工事	河川工事において、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、護岸工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする	河川・道路構造物工事	河川における構造物工事及び道路における構造物工事において、次に掲げる工事 1. 樋門(管)工、水(開)門工、サイフォン工、床止(固)工、堰、揚排水機場、ロックシェッド(RC構造)、スノーシェッド(RC構造)、防音(吸音・遮音)壁工、コンクリート橋、簡易組立橋梁、仮橋・仮橋脚、P C橋(工場製作桁の場合)等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事 ただし、河川高潮対策区間における樋門(管)工、水(開)門工については「海岸工事」とする 2. 橋梁の下部工、床版工のみの工事及び橋梁(鋼橋は除く)の修繕、橋台・橋脚補強工事 3. ゴム伸縮継手(新設)、床版打替工、沓座拡幅工、落橋防止工(RC構造)、コンクリート橋の支承、高欄設置工(コンクリート、石材等)、旧橋撤去工(鋼橋コンクリート橋上下部)、トンネル内装工(新設トンネル) 4. 1・2及び3に類する工事 ただし、門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く	海岸工事	海岸工事において、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(開)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事において、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(開)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事	道路改良工事	道路改良工事において、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事	鋼橋架設工事	鋼橋等の運搬架設、塗装及び修繕に関する工事において、次に掲げる工事 1. 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、橋梁補修工(鋼板接着・増桁)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、落橋防止工(RC構造以外)、鋼橋の支承、道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門、樋門、樋管、排水機場等) 2. 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事	P C橋工事	工事現場におけるP C桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事	舗装工事	舗装の新設、修繕工事において、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事 ただし、小規模(パッチング等)な工事で施工箇所が点在する工事は除く	<p style="text-align: center;">表-1 工 種 区 分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種区分</th> <th>工 種 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川工事</td> <td>河川工事において、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、護岸工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする</td> </tr> <tr> <td>河川・道路構造物工事</td> <td>河川における構造物工事及び道路における構造物工事において、次に掲げる工事 1. 樋門(管)工、水(開)門工、サイフォン工、床止(固)工、堰、揚排水機場、ロックシェッド(RC構造)、スノーシェッド(RC構造)、防音(吸音・遮音)壁工、コンクリート橋、簡易組立橋梁、仮橋・仮橋脚、P C橋(工場製作桁の場合)等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事 ただし、河川高潮対策区間における樋門(管)工、水(開)門工については「海岸工事」とする 2. 橋梁の下部工、床版工のみの工事 及び橋梁(鋼橋は除く)の修繕、橋台・橋脚補強工事 3. ゴム伸縮継手(新設)、床版打替工、沓座拡幅工、落橋防止工(RC構造)、コンクリート橋の支承、高欄設置工(コンクリート、石材等)、旧橋撤去工(鋼橋コンクリート橋上下部)、トンネル内装工(新設トンネル) 4. 1・2及び3に類する工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。また、門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く</td> </tr> <tr> <td>海岸工事</td> <td>海岸工事において、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(開)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事において、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(開)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>道路改良工事</td> <td>道路改良工事において、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>鋼橋架設工事</td> <td>鋼橋等の運搬架設及び塗装及び修繕に関する工事において、次に掲げる工事 1. 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、橋梁補修工(鋼板接着・増桁)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、落橋防止工(RC構造以外)、鋼橋の支承、道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門、樋門、樋管、排水機場等) 2. 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。</td> </tr> <tr> <td>P C橋工事</td> <td>工事現場におけるP C桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> <td>橋梁の保全に関する次に掲げる修繕工事 1. 橋梁(鋼橋は除く)の修繕、橋台・橋脚補強工事 2. 床版打替工、沓座拡幅工、落橋防止工(RC構造)、コンクリート橋の支承 3. 鋼橋等の修繕に関する工事で鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、橋梁補修工(鋼板接着・増桁)、落橋防止工(RC構造以外)、鋼橋の支承修繕の工事 4. 伸縮継手補修工、高欄取替工 5. その他、橋梁保全のための修繕等の工事(塗装、舗装打ち替え等は除く)</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	工 種 内 容	河川工事	河川工事において、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、 護岸工 、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする	河川・道路構造物工事	河川における構造物工事及び道路における構造物工事において、次に掲げる工事 1. 樋門(管)工、水(開)門工、サイフォン工、床止(固)工、堰、揚排水機場、ロックシェッド(RC構造)、スノーシェッド(RC構造)、防音(吸音・遮音)壁工、コンクリート橋、簡易組立橋梁、仮橋・仮橋脚、P C橋(工場製作桁の場合)等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事 ただし、河川高潮対策区間における樋門(管)工、水(開)門工については「海岸工事」とする 2. 橋梁の下部工、床版工のみの工事 及び橋梁(鋼橋は除く)の修繕、橋台・橋脚補強工事 3. ゴム伸縮継手(新設)、 床版打替工、沓座拡幅工 、落橋防止工(RC構造)、コンクリート橋の支承、高欄設置工(コンクリート、石材等)、旧橋撤去工(鋼橋コンクリート橋上下部)、トンネル内装工(新設トンネル) 4. 1・2及び3に類する工事 ただし、 工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。また、 門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く	海岸工事	海岸工事において、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(開)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事において、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(開)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事	道路改良工事	道路改良工事において、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事	鋼橋架設工事	鋼橋等の運搬架設及び 塗装及び修繕 に関する工事において、次に掲げる工事 1. 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、 橋梁補修工(鋼板接着・増桁) 、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、落橋防止工(RC構造以外)、鋼橋の支承、道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門、樋門、樋管、排水機場等) 2. 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 ただし、 工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。	P C橋工事	工事現場におけるP C桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事	橋梁保全工事	橋梁の保全に関する次に掲げる修繕工事 1. 橋梁(鋼橋は除く)の修繕、橋台・橋脚補強工事 2. 床版打替工、沓座拡幅工、落橋防止工(RC構造)、コンクリート橋の支承 3. 鋼橋等の修繕に関する工事で鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、橋梁補修工(鋼板接着・増桁)、落橋防止工(RC構造以外)、鋼橋の支承修繕の工事 4. 伸縮継手補修工、高欄取替工 5. その他、橋梁保全のための修繕等の工事(塗装、舗装打ち替え等は除く)	<p>語句の修正</p> <p>工種区分の改定</p> <p>工種区分の改定</p>
工種区分	工 種 内 容																																		
河川工事	河川工事において、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、護岸工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする																																		
河川・道路構造物工事	河川における構造物工事及び道路における構造物工事において、次に掲げる工事 1. 樋門(管)工、水(開)門工、サイフォン工、床止(固)工、堰、揚排水機場、ロックシェッド(RC構造)、スノーシェッド(RC構造)、防音(吸音・遮音)壁工、コンクリート橋、簡易組立橋梁、仮橋・仮橋脚、P C橋(工場製作桁の場合)等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事 ただし、河川高潮対策区間における樋門(管)工、水(開)門工については「海岸工事」とする 2. 橋梁の下部工、床版工のみの工事及び橋梁(鋼橋は除く)の修繕、橋台・橋脚補強工事 3. ゴム伸縮継手(新設)、床版打替工、沓座拡幅工、落橋防止工(RC構造)、コンクリート橋の支承、高欄設置工(コンクリート、石材等)、旧橋撤去工(鋼橋コンクリート橋上下部)、トンネル内装工(新設トンネル) 4. 1・2及び3に類する工事 ただし、門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く																																		
海岸工事	海岸工事において、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(開)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事において、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(開)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事																																		
道路改良工事	道路改良工事において、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事																																		
鋼橋架設工事	鋼橋等の運搬架設、塗装及び修繕に関する工事において、次に掲げる工事 1. 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、橋梁補修工(鋼板接着・増桁)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、落橋防止工(RC構造以外)、鋼橋の支承、道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門、樋門、樋管、排水機場等) 2. 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事																																		
P C橋工事	工事現場におけるP C桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事																																		
舗装工事	舗装の新設、修繕工事において、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事 ただし、小規模(パッチング等)な工事で施工箇所が点在する工事は除く																																		
工種区分	工 種 内 容																																		
河川工事	河川工事において、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、 護岸工 、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする																																		
河川・道路構造物工事	河川における構造物工事及び道路における構造物工事において、次に掲げる工事 1. 樋門(管)工、水(開)門工、サイフォン工、床止(固)工、堰、揚排水機場、ロックシェッド(RC構造)、スノーシェッド(RC構造)、防音(吸音・遮音)壁工、コンクリート橋、簡易組立橋梁、仮橋・仮橋脚、P C橋(工場製作桁の場合)等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事 ただし、河川高潮対策区間における樋門(管)工、水(開)門工については「海岸工事」とする 2. 橋梁の下部工、床版工のみの工事 及び橋梁(鋼橋は除く)の修繕、橋台・橋脚補強工事 3. ゴム伸縮継手(新設)、 床版打替工、沓座拡幅工 、落橋防止工(RC構造)、コンクリート橋の支承、高欄設置工(コンクリート、石材等)、旧橋撤去工(鋼橋コンクリート橋上下部)、トンネル内装工(新設トンネル) 4. 1・2及び3に類する工事 ただし、 工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。また、 門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く																																		
海岸工事	海岸工事において、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(開)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事において、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(開)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事																																		
道路改良工事	道路改良工事において、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事																																		
鋼橋架設工事	鋼橋等の運搬架設及び 塗装及び修繕 に関する工事において、次に掲げる工事 1. 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、 橋梁補修工(鋼板接着・増桁) 、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、落橋防止工(RC構造以外)、鋼橋の支承、道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門、樋門、樋管、排水機場等) 2. 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 ただし、 工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。																																		
P C橋工事	工事現場におけるP C桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事																																		
橋梁保全工事	橋梁の保全に関する次に掲げる修繕工事 1. 橋梁(鋼橋は除く)の修繕、橋台・橋脚補強工事 2. 床版打替工、沓座拡幅工、落橋防止工(RC構造)、コンクリート橋の支承 3. 鋼橋等の修繕に関する工事で鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、橋梁補修工(鋼板接着・増桁)、落橋防止工(RC構造以外)、鋼橋の支承修繕の工事 4. 伸縮継手補修工、高欄取替工 5. その他、橋梁保全のための修繕等の工事(塗装、舗装打ち替え等は除く)																																		
積算上の注意事項			(控え頁) 5/6																																

1-2-②-5

工 種	共通仮設費
-----	-------

改 定 理 由		一 部 改 定		改 定		現 行		備 考																																																							
現 行				改 定				備 考																																																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>工種区分</th> <th>工 種 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">共同溝等工事</td> <td>(1) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)において、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事</td> </tr> <tr> <td>(2) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)において、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事</td> </tr> <tr> <td>トンネル工事</td> <td>トンネルに関する工事において、次に掲げる工事 1. トンネル工事 2. 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は併用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く</td> </tr> <tr> <td>砂防・地すべり等工事</td> <td>砂防、地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事において、次に掲げる工事 堰堤工、流路工、山腹工、抑制工、抑止工、床固工、落石なだれ防止工、集水井工、集排水井ボーリング工、排水トンネル工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> <td>道路において、次に掲げる工事 1. 伸縮継手補修工、道路附属物塗替工、防雪柵設置撤去工^{※1}、トンネル漏水防止工、トンネル内装工(併用トンネル)、路面切削工、高欄取替工、路面工、法面工等の維持・補修^{※2}に関する工事 2. 道路標識^{※1}、道路情報施設、電気通信設備、防護柵^{※1}、樹木等及び区画線等の設置 3. 除草、除雪、清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 4. 1、2及び3に類する工事 ※1：局部的新設、復旧・更新を主とする場合に適用 ※2：法面工の補修については局部的な場合に適用</td> </tr> <tr> <td>河川維持工事</td> <td>河川維持工事(河川高潮対策区間の工事を含む)において、次に掲げる工事 1. 堤防天端・法面等の補修工事 2. 標識、境界杭、防護柵及び駒止め等の設置 3. 道路における電気通信設備以外の当該設備工事 4. 河川の伐開、除草、清掃、芝養生、水面清掃等の作業 5. 1、2、3及び4に類する工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">下水道工事</td> <td>(1) 下水道に関する工事において、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事</td> </tr> <tr> <td>(2) 下水道に関する工事において、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事</td> </tr> <tr> <td>(3) 下水道に関する工事において、次に掲げる工事 ポンプ場工事、処理工事及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>公園工事</td> <td>公園及び緑地の造成整備に関する工事において、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰柵工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>コンクリートダム工事</td> <td>コンクリートダム本体を主体とする工事</td> </tr> <tr> <td>フィルダム工事</td> <td>フィルタイプでダム本体を主体とする工事</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> <td>電線共同溝に関する工事</td> </tr> <tr> <td>情報ボックス工事</td> <td>情報ボックスに関する工事(耐火防護も含む)</td> </tr> </tbody> </table>		工種区分	工 種 内 容	共同溝等工事	(1) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)において、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事	(2) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)において、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事	トンネル工事	トンネルに関する工事において、次に掲げる工事 1. トンネル工事 2. 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は併用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く	砂防・地すべり等工事	砂防、地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事において、次に掲げる工事 堰堤工、流路工、山腹工、抑制工、抑止工、床固工、落石なだれ防止工、集水井工、集排水井ボーリング工、排水トンネル工及びこれらに類する工事	道路維持工事	道路において、次に掲げる工事 1. 伸縮継手補修工、道路附属物塗替工、防雪柵設置撤去工 ^{※1} 、トンネル漏水防止工、トンネル内装工(併用トンネル)、路面切削工、高欄取替工、路面工、法面工等の維持・補修 ^{※2} に関する工事 2. 道路標識 ^{※1} 、道路情報施設、電気通信設備、防護柵 ^{※1} 、樹木等及び区画線等の設置 3. 除草、除雪、清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 4. 1、2及び3に類する工事 ※1：局部的新設、復旧・更新を主とする場合に適用 ※2：法面工の補修については局部的な場合に適用	河川維持工事	河川維持工事(河川高潮対策区間の工事を含む)において、次に掲げる工事 1. 堤防天端・法面等の補修工事 2. 標識、境界杭、防護柵及び駒止め等の設置 3. 道路における電気通信設備以外の当該設備工事 4. 河川の伐開、除草、清掃、芝養生、水面清掃等の作業 5. 1、2、3及び4に類する工事	下水道工事	(1) 下水道に関する工事において、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事	(2) 下水道に関する工事において、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事	(3) 下水道に関する工事において、次に掲げる工事 ポンプ場工事、処理工事及びこれらに類する工事	公園工事	公園及び緑地の造成整備に関する工事において、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰柵工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事	コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事	フィルダム工事	フィルタイプでダム本体を主体とする工事	電線共同溝工事	電線共同溝に関する工事	情報ボックス工事	情報ボックスに関する工事(耐火防護も含む)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工種区分</th> <th>工 種 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>舗装工事</td> <td>舗装の新設、修繕工事において、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事 ただし、小規模(パッチング等)な工事で施工箇所が点在する工事は除く</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">共同溝等工事</td> <td>(1) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)において、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事</td> </tr> <tr> <td>(2) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)において、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事</td> </tr> <tr> <td>トンネル工事</td> <td>トンネルに関する工事において、次に掲げる工事 1. トンネル工事 2. 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は併用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く</td> </tr> <tr> <td>砂防・地すべり等工事</td> <td>砂防、地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事において、次に掲げる工事 堰堤工、流路工、山腹工、抑制工、抑止工、床固工、落石なだれ防止工、集水井工、集排水井ボーリング工、排水トンネル工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> <td>道路において、次に掲げる工事 <u>1.管理を目的とした維持的工事</u> <u>2.伸縮継手補修工、道路附属物塗替工、防雪柵設置撤去工^{※1}、トンネル漏水防止工、トンネル内装工(併用トンネル)、路面切削工、<u>高欄取替工</u>、路面工、法面工等の維持・補修^{※2}に関する工事</u> <u>3.道路標識^{※1}、道路情報施設、電気通信設備、防護柵^{※1}、樹木等及び区画線等の設置</u> <u>4.除草、除雪、清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業</u> <u>5.1、2、3及び4に類する工事</u> ※1：局部的新設、復旧・更新を主とする場合に適用 ※2：法面工の補修については局部的な場合に適用</td> </tr> <tr> <td>河川維持工事</td> <td>河川維持工事(河川高潮対策区間の工事を含む)において、次に掲げる工事 <u>1.管理を目的とした維持的工事</u> <u>2.堤防天端・法面等の補修工事</u> <u>3.標識、境界杭、防護柵及び駒止め等の設置</u> <u>4.道路における電気通信設備以外の当該設備工事</u> <u>5.河川の伐開、除草、清掃、芝養生、水面清掃等の作業</u> <u>6.1、2、3、4及び5に類する工事</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">下水道工事</td> <td>(1) 下水道に関する工事において、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事</td> </tr> <tr> <td>(2) 下水道に関する工事において、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事</td> </tr> <tr> <td>(3) 下水道に関する工事において、次に掲げる工事 ポンプ場工事、処理工事及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>公園工事</td> <td>公園及び緑地の造成整備に関する工事において、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰柵工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>コンクリートダム工事</td> <td>コンクリートダム本体を主体とする工事</td> </tr> <tr> <td>フィルダム工事</td> <td>フィルタイプでダム本体を主体とする工事</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> <td>電線共同溝に関する工事</td> </tr> <tr> <td>情報ボックス工事</td> <td>情報ボックスに関する工事(耐火防護も含む)</td> </tr> </tbody> </table>		工種区分	工 種 内 容	舗装工事	舗装の新設、修繕工事において、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事 ただし、小規模(パッチング等)な工事で施工箇所が点在する工事は除く	共同溝等工事	(1) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)において、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事	(2) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)において、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事	トンネル工事	トンネルに関する工事において、次に掲げる工事 1. トンネル工事 2. 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は併用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く	砂防・地すべり等工事	砂防、地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事において、次に掲げる工事 堰堤工、流路工、山腹工、抑制工、抑止工、床固工、落石なだれ防止工、集水井工、集排水井ボーリング工、排水トンネル工及びこれらに類する工事	道路維持工事	道路において、次に掲げる工事 <u>1.管理を目的とした維持的工事</u> <u>2.伸縮継手補修工、道路附属物塗替工、防雪柵設置撤去工^{※1}、トンネル漏水防止工、トンネル内装工(併用トンネル)、路面切削工、<u>高欄取替工</u>、路面工、法面工等の維持・補修^{※2}に関する工事</u> <u>3.道路標識^{※1}、道路情報施設、電気通信設備、防護柵^{※1}、樹木等及び区画線等の設置</u> <u>4.除草、除雪、清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業</u> <u>5.1、2、3及び4に類する工事</u> ※1：局部的新設、復旧・更新を主とする場合に適用 ※2：法面工の補修については局部的な場合に適用	河川維持工事	河川維持工事(河川高潮対策区間の工事を含む)において、次に掲げる工事 <u>1.管理を目的とした維持的工事</u> <u>2.堤防天端・法面等の補修工事</u> <u>3.標識、境界杭、防護柵及び駒止め等の設置</u> <u>4.道路における電気通信設備以外の当該設備工事</u> <u>5.河川の伐開、除草、清掃、芝養生、水面清掃等の作業</u> <u>6.1、2、3、4及び5に類する工事</u>	下水道工事	(1) 下水道に関する工事において、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事	(2) 下水道に関する工事において、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事	(3) 下水道に関する工事において、次に掲げる工事 ポンプ場工事、処理工事及びこれらに類する工事	公園工事	公園及び緑地の造成整備に関する工事において、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰柵工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事	コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事	フィルダム工事	フィルタイプでダム本体を主体とする工事	電線共同溝工事	電線共同溝に関する工事	情報ボックス工事	情報ボックスに関する工事(耐火防護も含む)	<p>工種区分の改定</p> <p>工種区分の改定</p>	
工種区分	工 種 内 容																																																														
共同溝等工事	(1) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)において、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事																																																														
	(2) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)において、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事																																																														
トンネル工事	トンネルに関する工事において、次に掲げる工事 1. トンネル工事 2. 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は併用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く																																																														
砂防・地すべり等工事	砂防、地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事において、次に掲げる工事 堰堤工、流路工、山腹工、抑制工、抑止工、床固工、落石なだれ防止工、集水井工、集排水井ボーリング工、排水トンネル工及びこれらに類する工事																																																														
道路維持工事	道路において、次に掲げる工事 1. 伸縮継手補修工、道路附属物塗替工、防雪柵設置撤去工 ^{※1} 、トンネル漏水防止工、トンネル内装工(併用トンネル)、路面切削工、高欄取替工、路面工、法面工等の維持・補修 ^{※2} に関する工事 2. 道路標識 ^{※1} 、道路情報施設、電気通信設備、防護柵 ^{※1} 、樹木等及び区画線等の設置 3. 除草、除雪、清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 4. 1、2及び3に類する工事 ※1：局部的新設、復旧・更新を主とする場合に適用 ※2：法面工の補修については局部的な場合に適用																																																														
河川維持工事	河川維持工事(河川高潮対策区間の工事を含む)において、次に掲げる工事 1. 堤防天端・法面等の補修工事 2. 標識、境界杭、防護柵及び駒止め等の設置 3. 道路における電気通信設備以外の当該設備工事 4. 河川の伐開、除草、清掃、芝養生、水面清掃等の作業 5. 1、2、3及び4に類する工事																																																														
下水道工事	(1) 下水道に関する工事において、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事																																																														
	(2) 下水道に関する工事において、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事																																																														
	(3) 下水道に関する工事において、次に掲げる工事 ポンプ場工事、処理工事及びこれらに類する工事																																																														
公園工事	公園及び緑地の造成整備に関する工事において、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰柵工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事																																																														
コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事																																																														
フィルダム工事	フィルタイプでダム本体を主体とする工事																																																														
電線共同溝工事	電線共同溝に関する工事																																																														
情報ボックス工事	情報ボックスに関する工事(耐火防護も含む)																																																														
工種区分	工 種 内 容																																																														
舗装工事	舗装の新設、修繕工事において、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事 ただし、小規模(パッチング等)な工事で施工箇所が点在する工事は除く																																																														
共同溝等工事	(1) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)において、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事																																																														
	(2) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)において、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事																																																														
トンネル工事	トンネルに関する工事において、次に掲げる工事 1. トンネル工事 2. 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は併用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く																																																														
砂防・地すべり等工事	砂防、地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事において、次に掲げる工事 堰堤工、流路工、山腹工、抑制工、抑止工、床固工、落石なだれ防止工、集水井工、集排水井ボーリング工、排水トンネル工及びこれらに類する工事																																																														
道路維持工事	道路において、次に掲げる工事 <u>1.管理を目的とした維持的工事</u> <u>2.伸縮継手補修工、道路附属物塗替工、防雪柵設置撤去工^{※1}、トンネル漏水防止工、トンネル内装工(併用トンネル)、路面切削工、<u>高欄取替工</u>、路面工、法面工等の維持・補修^{※2}に関する工事</u> <u>3.道路標識^{※1}、道路情報施設、電気通信設備、防護柵^{※1}、樹木等及び区画線等の設置</u> <u>4.除草、除雪、清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業</u> <u>5.1、2、3及び4に類する工事</u> ※1：局部的新設、復旧・更新を主とする場合に適用 ※2：法面工の補修については局部的な場合に適用																																																														
河川維持工事	河川維持工事(河川高潮対策区間の工事を含む)において、次に掲げる工事 <u>1.管理を目的とした維持的工事</u> <u>2.堤防天端・法面等の補修工事</u> <u>3.標識、境界杭、防護柵及び駒止め等の設置</u> <u>4.道路における電気通信設備以外の当該設備工事</u> <u>5.河川の伐開、除草、清掃、芝養生、水面清掃等の作業</u> <u>6.1、2、3、4及び5に類する工事</u>																																																														
下水道工事	(1) 下水道に関する工事において、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事																																																														
	(2) 下水道に関する工事において、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事																																																														
	(3) 下水道に関する工事において、次に掲げる工事 ポンプ場工事、処理工事及びこれらに類する工事																																																														
公園工事	公園及び緑地の造成整備に関する工事において、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰柵工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事																																																														
コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事																																																														
フィルダム工事	フィルタイプでダム本体を主体とする工事																																																														
電線共同溝工事	電線共同溝に関する工事																																																														
情報ボックス工事	情報ボックスに関する工事(耐火防護も含む)																																																														
積算上の注意事項								(控え頁)																																																							

工 種	共通仮設費の率分
-----	----------

改 定 理 由	一部改定	改 定																																																																																																																																																																																					
	現 行	改 定	備 考																																																																																																																																																																																				
	<p>別表第1 共通仮設費率</p> <p>第1表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象額 適用区分</th> <th colspan="2">600万円を超え10億円以下</th> <th rowspan="3">10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>12.53</td><td>238.6</td><td>-0.1888</td><td>4.77</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>26.94</td><td>6,907.7</td><td>-0.3554</td><td>4.37</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>13.08</td><td>407.9</td><td>-0.2204</td><td>4.24</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>12.78</td><td>57.0</td><td>-0.0958</td><td>7.83</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>26.10</td><td>633.0</td><td>-0.2043</td><td>9.18</td></tr> <tr><td>P C 橋工事</td><td>27.04</td><td>1,636.8</td><td>-0.2629</td><td>7.05</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>17.09</td><td>435.1</td><td>-0.2074</td><td>5.92</td></tr> <tr><td>砂防・地すべり等工事</td><td>15.19</td><td>624.5</td><td>-0.2381</td><td>4.49</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>10.80</td><td>48.0</td><td>-0.0956</td><td>6.62</td></tr> <tr><td>電線共同溝工事</td><td>9.96</td><td>40.0</td><td>-0.0891</td><td>6.31</td></tr> <tr><td>情報ボックス工事</td><td>18.93</td><td>494.9</td><td>-0.2091</td><td>6.50</td></tr> </tbody> </table> <p>第2表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象額 適用区分</th> <th colspan="2">200万円を超え1億円以下</th> <th rowspan="3">1億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>道路維持工事</td><td>28.49</td><td>34,596.3</td><td>-0.4895</td><td>4.20</td></tr> <tr><td>河川維持工事</td><td>9.05</td><td>26.8</td><td>-0.0748</td><td>6.76</td></tr> </tbody> </table>	工種区分	対象額 適用区分	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		A	b	河川工事	12.53	238.6	-0.1888	4.77	河川・道路構造物工事	26.94	6,907.7	-0.3554	4.37	海岸工事	13.08	407.9	-0.2204	4.24	道路改良工事	12.78	57.0	-0.0958	7.83	鋼橋架設工事	26.10	633.0	-0.2043	9.18	P C 橋工事	27.04	1,636.8	-0.2629	7.05	舗装工事	17.09	435.1	-0.2074	5.92	砂防・地すべり等工事	15.19	624.5	-0.2381	4.49	公園工事	10.80	48.0	-0.0956	6.62	電線共同溝工事	9.96	40.0	-0.0891	6.31	情報ボックス工事	18.93	494.9	-0.2091	6.50	工種区分	対象額 適用区分	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		A	b	道路維持工事	28.49	34,596.3	-0.4895	4.20	河川維持工事	9.05	26.8	-0.0748	6.76	<p>別表第1 共通仮設費率</p> <p>第1表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象額 適用区分</th> <th colspan="2">600万円を超え10億円以下</th> <th rowspan="3">10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>12.53</td><td>238.6</td><td>-0.1888</td><td>4.77</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td><u>20.77</u></td><td><u>1,228.3</u></td><td><u>-0.2614</u></td><td><u>5.45</u></td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>13.08</td><td>407.9</td><td>-0.2204</td><td>4.24</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>12.78</td><td>57.0</td><td>-0.0958</td><td>7.83</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td><u>38.36</u></td><td><u>10,668.4</u></td><td><u>-0.3606</u></td><td><u>6.06</u></td></tr> <tr><td>P C 橋工事</td><td>27.04</td><td>1,636.8</td><td>-0.2629</td><td>7.05</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>17.09</td><td>435.1</td><td>-0.2074</td><td>5.92</td></tr> <tr><td>砂防・地すべり等工事</td><td>15.19</td><td>624.5</td><td>-0.2381</td><td>4.49</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>10.80</td><td>48.0</td><td>-0.0956</td><td>6.62</td></tr> <tr><td>電線共同溝工事</td><td>9.96</td><td>40.0</td><td>-0.0891</td><td>6.31</td></tr> <tr><td>情報ボックス工事</td><td>18.93</td><td>494.9</td><td>-0.2091</td><td>6.50</td></tr> </tbody> </table> <p>第2表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象額 適用区分</th> <th colspan="2">600万円を超え3億円以下</th> <th rowspan="3">3億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>橋梁保全工事</td><td>27.32</td><td>7,050.2</td><td>-0.3558</td><td>6.79</td></tr> </tbody> </table> <p>第3表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象額 適用区分</th> <th colspan="2">200万円を超え1億円以下</th> <th rowspan="3">1億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>道路維持工事</td><td><u>23.94</u></td><td><u>4,118.1</u></td><td><u>-0.3548</u></td><td><u>5.97</u></td></tr> <tr><td>河川維持工事</td><td>9.05</td><td>26.8</td><td>-0.0748</td><td>6.76</td></tr> </tbody> </table>	工種区分	対象額 適用区分	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		A	b	河川工事	12.53	238.6	-0.1888	4.77	河川・道路構造物工事	<u>20.77</u>	<u>1,228.3</u>	<u>-0.2614</u>	<u>5.45</u>	海岸工事	13.08	407.9	-0.2204	4.24	道路改良工事	12.78	57.0	-0.0958	7.83	鋼橋架設工事	<u>38.36</u>	<u>10,668.4</u>	<u>-0.3606</u>	<u>6.06</u>	P C 橋工事	27.04	1,636.8	-0.2629	7.05	舗装工事	17.09	435.1	-0.2074	5.92	砂防・地すべり等工事	15.19	624.5	-0.2381	4.49	公園工事	10.80	48.0	-0.0956	6.62	電線共同溝工事	9.96	40.0	-0.0891	6.31	情報ボックス工事	18.93	494.9	-0.2091	6.50	工種区分	対象額 適用区分	600万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		A	b	橋梁保全工事	27.32	7,050.2	-0.3558	6.79	工種区分	対象額 適用区分	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		A	b	道路維持工事	<u>23.94</u>	<u>4,118.1</u>	<u>-0.3548</u>	<u>5.97</u>	河川維持工事	9.05	26.8	-0.0748	6.76	<p>工種区分の改定</p> <p>工種区分の改定</p> <p>工種区分の改定</p>
工種区分	対象額 適用区分			600万円を超え10億円以下			10億円を超えるもの																																																																																																																																																																																
				(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による																																																																																																																																																																																			
		A	b																																																																																																																																																																																				
河川工事	12.53	238.6	-0.1888	4.77																																																																																																																																																																																			
河川・道路構造物工事	26.94	6,907.7	-0.3554	4.37																																																																																																																																																																																			
海岸工事	13.08	407.9	-0.2204	4.24																																																																																																																																																																																			
道路改良工事	12.78	57.0	-0.0958	7.83																																																																																																																																																																																			
鋼橋架設工事	26.10	633.0	-0.2043	9.18																																																																																																																																																																																			
P C 橋工事	27.04	1,636.8	-0.2629	7.05																																																																																																																																																																																			
舗装工事	17.09	435.1	-0.2074	5.92																																																																																																																																																																																			
砂防・地すべり等工事	15.19	624.5	-0.2381	4.49																																																																																																																																																																																			
公園工事	10.80	48.0	-0.0956	6.62																																																																																																																																																																																			
電線共同溝工事	9.96	40.0	-0.0891	6.31																																																																																																																																																																																			
情報ボックス工事	18.93	494.9	-0.2091	6.50																																																																																																																																																																																			
工種区分	対象額 適用区分	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																																																																																																																																																																			
		(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による																																																																																																																																																																																					
		A	b																																																																																																																																																																																				
道路維持工事	28.49	34,596.3	-0.4895	4.20																																																																																																																																																																																			
河川維持工事	9.05	26.8	-0.0748	6.76																																																																																																																																																																																			
工種区分	対象額 適用区分	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																																																																			
		(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による																																																																																																																																																																																					
		A	b																																																																																																																																																																																				
河川工事	12.53	238.6	-0.1888	4.77																																																																																																																																																																																			
河川・道路構造物工事	<u>20.77</u>	<u>1,228.3</u>	<u>-0.2614</u>	<u>5.45</u>																																																																																																																																																																																			
海岸工事	13.08	407.9	-0.2204	4.24																																																																																																																																																																																			
道路改良工事	12.78	57.0	-0.0958	7.83																																																																																																																																																																																			
鋼橋架設工事	<u>38.36</u>	<u>10,668.4</u>	<u>-0.3606</u>	<u>6.06</u>																																																																																																																																																																																			
P C 橋工事	27.04	1,636.8	-0.2629	7.05																																																																																																																																																																																			
舗装工事	17.09	435.1	-0.2074	5.92																																																																																																																																																																																			
砂防・地すべり等工事	15.19	624.5	-0.2381	4.49																																																																																																																																																																																			
公園工事	10.80	48.0	-0.0956	6.62																																																																																																																																																																																			
電線共同溝工事	9.96	40.0	-0.0891	6.31																																																																																																																																																																																			
情報ボックス工事	18.93	494.9	-0.2091	6.50																																																																																																																																																																																			
工種区分	対象額 適用区分	600万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの																																																																																																																																																																																			
		(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による																																																																																																																																																																																					
		A	b																																																																																																																																																																																				
橋梁保全工事	27.32	7,050.2	-0.3558	6.79																																																																																																																																																																																			
工種区分	対象額 適用区分	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																																																																																																																																																																			
		(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による																																																																																																																																																																																					
		A	b																																																																																																																																																																																				
道路維持工事	<u>23.94</u>	<u>4,118.1</u>	<u>-0.3548</u>	<u>5.97</u>																																																																																																																																																																																			
河川維持工事	9.05	26.8	-0.0748	6.76																																																																																																																																																																																			
積算上の注意事項	1-2-②-9		(控え頁) 3/5																																																																																																																																																																																				

工 種	共通仮設費の率分
-----	----------

改 定 理 由	一 部 改 定	改 定		備 考																															
		現 行	現 行																																
	<p>2) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正及び計算</p> <p>イ) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正は別表第1（第1表～第4表）の共通仮設費率に下表の補正値を加算するものとする。なお、コンクリートダム、フィルダム及び電線共同溝工事には適用しない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">施工地域・工事場所区分</th> <th>補正値 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 街 地</td> <td></td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>山 間 僻 地 及 び 離 島</td> <td></td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地 方 部</td> <td>施工場所が一般交通等の影響を受ける場合</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>施工場所が一般交通等の影響を受けない場合</td> <td>0.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 施工地域の区分は以下のとおりとする。 市 街 地：施工地域が人口集中地区（DID地区）及びこれに準ずる地区をいう。 DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。 山間僻地及び離島：施工地域が人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。 地 方 部：施工地区が上記以外の地区をいう。</p> <p>注2) 施工場所の区分は以下のとおりとする。 一般交通等の影響を受ける場合：①施工場所において、一般交通の影響を受ける場合 ②施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合 ③施工場所において、50m以内に人家等が連なっている場合</p> <p>注3) 施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い 工事場所において地域区分が2つ以上となる場合には、補正値の大きい方を適用する。</p> <p>また、以下の施工地域、工事場所及び工種区分の場合における共通仮設費率の補正は別表第1（第1表～第2表）の共通仮設費率に下表の補正係数を乗じるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工地域・工事場所区分</th> <th>工種区分</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市街地</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td rowspan="4">1.3</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ) 共通仮設費（率分）の計算 共通仮設費（率分）＝対象額（P）×（共通仮設費率（K_r）＋施工地域・工事場所を考慮した補正値） 共通仮設費（率分）＝対象額（P）×（共通仮設費率（K_r）×施工地域・工事場所を考慮した補正係数） ただし、共通仮設費率は別表第1の第1表～第4表による。</p> <p>3) その他 設計変更時における共通仮設費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正値に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。</p>	施工地域・工事場所区分		補正値 (%)	市 街 地		2.0	山 間 僻 地 及 び 離 島		1.0	地 方 部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.5	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0	施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数	市街地	鋼橋架設工事	1.3	舗装工事	電線共同溝工事	道路維持工事	<p>2) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正及び計算</p> <p>イ) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正は別表第1（第1表～第5表）の共通仮設費率に下表の補正値を加算するものとする。なお、コンクリートダム、フィルダム及び電線共同溝工事には適用しない。</p> <p>注1. 施工地域の区分は以下のとおりとする。 市 街 地：施工地域が人口集中地区（DID地区）及びこれに準ずる地区をいう。 DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。 山間僻地及び離島：施工地域が人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。 地 方 部：施工地域が上記以外の地区をいう。</p> <p>2. 施工場所の区分は以下のとおりとする。 一般交通等の影響を受ける場合：①施工場所において、一般交通の影響を受ける場合 ②施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合 ③施工場所において、50m以内に人家等が連なっている場合</p> <p>3. 施工地域・工事場所区分が2つ以上となる場合の取扱い 工事場所において施工地域・工事場所区分が2つ以上となる場合には、補正値の大きい方を適用する。</p> <p>ロ. 以下の施工地域、工事場所及び工種区分の場合における共通仮設費率の補正は別表第1（第1表～第3表）の共通仮設費率に下表の補正係数を乗じるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工地域・工事場所区分</th> <th>工種区分</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市街地</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td rowspan="4">1.3</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事 道路維持工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>△. 共通仮設費（率分）の計算 共通仮設費（率分）＝対象額（P）×（共通仮設費率（K_r）＋施工地域・工事場所を考慮した補正値） 共通仮設費（率分）＝対象額（P）×（共通仮設費率（K_r）×施工地域・工事場所を考慮した補正係数） ただし、共通仮設費率は別表第1の第1表～第5表による。</p> <p>※ <u>イ)及びロ)の補正のどちらも適用できる場合、当該工事の補正については、ロ)の補正を適用するものとする。</u></p> <p>3) その他 設計変更時における共通仮設費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正値に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。</p>	施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数	市街地	鋼橋架設工事	1.3	橋梁保全工事	舗装工事	電線共同溝工事 道路維持工事	<p>現行どおり</p> <p>語句の修正</p> <p>語句の修正</p> <p>対象工種区分の改定</p> <p>適用の明確化</p>
施工地域・工事場所区分		補正値 (%)																																	
市 街 地		2.0																																	
山 間 僻 地 及 び 離 島		1.0																																	
地 方 部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.5																																	
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0																																	
施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数																																	
市街地	鋼橋架設工事	1.3																																	
	舗装工事																																		
	電線共同溝工事																																		
	道路維持工事																																		
施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数																																	
市街地	鋼橋架設工事	1.3																																	
	橋梁保全工事																																		
	舗装工事																																		
	電線共同溝工事 道路維持工事																																		
積算上の注意事項				(控え頁) 2/5																															

工 種	安全費
-----	-----

改 定 理 由	基準書の改定	改 定 現 行	備 考
現	行	改 定	備 考
	<p>2-5 安全費</p> <p>(1) 安全費の積算 安全費として積算する内容は次のとおりとする。</p> <p>1) 交通管理に要する費用 2) 安全施設等に要する費用 3) 安全管理等に要する費用 4) 1)～3)に掲げるもののほか、工事施工上必要な安全対策等に要する費用</p> <p>(2) 積算方法 安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、下記の項目とする。</p> <p>① 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 ② 不稼働日の保安要員の費用 ③ 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料 ④ 夜間工事その他、照明が必要な作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明設備を必要とする広範な工事（ダム・トンネル工事）は除く） ⑤ 河川、海岸工事における救命艇に要する費用 ⑥ 長大トンネルにおける防火安全対策に要する費用 ⑦ 酸素欠乏症の予防に要する費用 ⑧ 粉塵作業の予防に要する費用（ただし、「ずい道等建設工事における粉塵対策に関するガイドライン」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る措置の各設備は、仮設工に計上する。） ⑨ 安全用品等の費用 ⑩ 安全委員会等に要する費用</p> <p>上記以外で積上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。</p> <p>① 交通誘導警備員及び機械の誘導員等の交通管理に要する費用 ② 鉄道、空海関係施設等に近接した工事現場における出入り口等に配置する安全管理員等に要する費用 ③ バリケード、転落防止柵、工事標識、照明等のイメージアップに要する費用（積算方法は、第9章「土木請負工事におけるイメージアップ経費の積算」による） ④ 高圧作業の予防に要する費用 ⑤ 河川及び海岸の工事区域に隣接して、航路がある場合の安全標識・警戒船運転に要する費用 ⑥ ダム工事における岩石掘削時に必要な発破・監視のための費用 ⑦ トンネル工事における呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）に要する費用 ⑧ その他、現場条件等により積み上げを要する費用</p>	<p>2-5 安全費</p> <p>(1) 安全費の積算 安全費として積算する内容は次のとおりとする。</p> <p>1) 交通管理に要する費用 <u>1-②</u> 安全施設等に要する費用 <u>2-③</u> 安全管理等に要する費用 <u>3-④</u> 1)～<u>2-③</u>に掲げるもののほか、工事施工上必要な安全対策等に要する費用</p> <p>(2) 積算方法 安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、下記の項目とする。</p> <p>① 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 ② 不稼働日の保安要員の費用 ③ 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、<u>架空線等事故防止対策簡易ゲート</u>、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料 ④ 夜間工事その他、照明が必要な作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明設備を必要とする広範な工事（ダム・トンネル工事）は除く） ⑤ 河川、海岸工事における救命艇に要する費用 ⑥ 長大トンネルにおける防火安全対策に要する費用 ⑦ 酸素欠乏症の予防に要する費用 ⑧ 粉塵作業の予防に要する費用（ただし、「ずい道等建設工事における粉塵対策に関するガイドライン」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る措置の各設備は、仮設工に計上する。） ⑨ 安全用品等の費用 ⑩ 安全委員会等に要する費用</p> <p>上記以外で積上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。</p> <p>① 交通誘導警備員及び機械の誘導員等の交通管理に要する費用 <u>①②</u> 鉄道、空海関係施設等に近接した工事現場における出入り口等に配置する安全管理員等に要する費用 <u>②③</u> バリケード、転落防止柵、工事標識、照明等のイメージアップに要する費用（積算方法は、第9章「土木請負工事におけるイメージアップ経費の積算」による） <u>③④</u> 高圧作業の予防に要する費用 <u>④⑤</u> 河川及び海岸の工事区域に隣接して、航路がある場合の安全標識・警戒船運転に要する費用 <u>⑤⑥</u> ダム工事における岩石掘削時に必要な発破・監視のための費用 <u>⑥⑦</u> トンネル工事における呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）に要する費用 <u>⑦⑧</u> その他、現場条件等により積み上げを要する費用</p> <p style="text-align: center;">交通誘導警備員は直接工事費の仮設工に計上。</p>	<p>基準書の改定に伴う見直し</p> <p>語句の修正</p> <p>基準書の改定に伴う見直し</p>
積算上の注意事項	I-2-②-28		(控え頁) 1/3

改 定 理 由	一部改定	改 定 <hr/> 現 行	備 考																													
現	行	改 定	備 考																													
<p>(注2) 施工場所の区分は以下のとおりとする。 一般交通の影響を受ける場合： ①施工場所において一般交通の影響を受ける場合 ② " 地下埋設物件の影響を受ける場合 ③ " 50m以内に人家等が連なっている場合</p> <p>(注3) 施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い 工事場所において、地域区分が2つ以上となる場合には、補正値の大きい方を適用する。</p> <p>また、以下の施工地域、工事場所及び工種区分の場合における現場管理費率の補正は別表第1の現場管理費率標準値に下表の補正係数を乗じるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>施工地域・工事場所区分</th> <th>工種区分</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">市街地</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">1.1</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>4) その他 設計変更時における現場管理費率の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正値に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。</p> <p>(4) 支給品の取扱い</p> <p>1) 資材等を支給するときは、当該支給品費を純工事費に加算した額を現場管理費算定の対象となる純工事費とする。</p> <p>(5) 現場管理費の積算において支給品、貸付機械がある場合は、次により積算する。</p> <p>1) 別途製作工事で製作し、架設(据付)のみを分離して発注する場合は、当該製作費は積算の対象とする純工事費には含まない。</p> <p>2) 当初の支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、入札時における市場価格または類似品価格とする。</p> <p>3) コンクリートダム工事、フィルダム工事については、無償貸付機械等評価額及び支給電力料(基本料金含む)は、積算の対象となる純工事費には含まない。</p> <p>(6) 「処分費等」の取扱い 「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、表のとおりとする。</p> <p>1) 処分費(再資源化施設の入受費を含む)</p> <p>2) 上下水道料金</p> <p>3) 有料道路利用料</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%以下かつ処分費等が3千万円以下の場合</th> <th>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">共 通 仮 設 費</td> <td>全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">現 場 管 理 費</td> <td>全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> </tbody> </table>		施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数	市街地	鋼橋架設工事	1.1	舗装工事	電線共同溝工事	道路維持工事	区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%以下かつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合	共 通 仮 設 費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。	現 場 管 理 費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。	<p>② 施工場所の区分は以下のとおりとする。 一般交通の影響を受ける場合： ①施工場所において一般交通の影響を受ける場合 ② " 地下埋設物件の影響を受ける場合 ③ " 50m以内に人家等が連なっている場合</p> <p>③ 施工地域・工事場所区分が2つ以上となる場合の取扱い 工事場所において、施工地域・工事場所区分が2つ以上となる場合には、補正値の大きい方を適用する。</p> <p>ロ) 以下の施工地域、工事場所及び工種区分の場合における現場管理費率の補正は別表第1の現場管理費率標準値に下表の補正係数を乗じるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>施工地域・工事場所区分</th> <th>工種区分</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center;">市街地</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">1.1</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ イ)及びロ)の補正のどちらも適用できる場合、当該工事の補正については、ロ)の補正を適用するものとする。</p> <p>4) その他 設計変更時における現場管理費率の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正値に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。</p> <p>(4) 支給品の取扱い</p> <p>1) 資材等を支給するときは、当該支給品費を純工事費に加算した額を現場管理費算定の対象となる純工事費とする。</p> <p>(5) 現場管理費の積算において支給品、貸付機械がある場合は、次により積算する。</p> <p>1) 別途製作工事で製作し、架設(据付)のみを分離して発注する場合は、当該製作費は積算の対象とする純工事費には含まない。</p> <p>2) 当初の支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、入札時における市場価格又は類似品価格とする。</p> <p>3) コンクリートダム工事、フィルダム工事については、無償貸付機械等評価額及び支給電力料(基本料金含む)は、積算の対象となる純工事費には含まない。</p>		施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数	市街地	鋼橋架設工事	1.1	橋梁保全工事	舗装工事	電線共同溝工事	道路維持工事	<p>語句の修正</p> <p>対象工種区分の改定</p> <p>適用の明確化</p> <p>語句の修正</p> <p>次頁へ移動</p>
施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数																														
市街地	鋼橋架設工事	1.1																														
	舗装工事																															
	電線共同溝工事																															
	道路維持工事																															
区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%以下かつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合																														
共 通 仮 設 費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。																														
現 場 管 理 費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。																														
施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数																														
市街地	鋼橋架設工事	1.1																														
	橋梁保全工事																															
	舗装工事																															
	電線共同溝工事																															
	道路維持工事																															
積算上の注意事項			(控え頁) 4/8																													

工 種	現場管理費
-----	-------

改 定 理 由	一部改定	改 定	現 行	備 考																																																																																	
現 行		改 定		備 考																																																																																	
<p>一 般 管理費等</p> <p>全額を率計算の対象とする。</p> <p>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。</p> <p>(注) 1. 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。 なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根等に伴うものである。 2. 処分費を計上する場合は、「第1編第2章②間接工事費 2. 共通仮設費 2-3 準備費」及び「第1編第12章①材料単価入力基準表」により単価登録すること。 3. 上表により難い場合は別途考慮するものとする。</p> <p>(7) 現場管理費の計算</p> <p>1) 施工時期、工事期間、大都市を考慮した計算 現場管理費=対象純工事費×(現場管理費率標準値+補正係数)+補正值 対象純工事費：純工事費+支給品費+無償貸付機械等評価額 ただし、現場管理費率標準値は、別表第1(第1表、第2表)による。 補正係数は、(3)2) 大都市を考慮した現場管理費率の補正による。 補正值は、(3)1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正による。</p> <p>2) 施工時期、工事期間、施工地域、工事場所を考慮した計算 現場管理費=対象純工事費×(現場管理費標準値+補正值) 対象純工事費：純工事費+支給品費+無償貸与機械等評価額 ただし、現場管理費率標準値は、別表第1(第1表~第4表)による。 補正值は、(3)1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正及び(3)3) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正による。</p> <p>別表第1 現場管理費率標準値</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">対象額 適用区分</td> <td>700万円以下</td> <td colspan="2">700万円を超え10億円以下</td> <td>10億円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>下記の率とする</td> <td colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</td> <td>下記の率とする</td> </tr> <tr> <td>工種区分</td> <td></td> <td>A</td> <td>b</td> <td></td> </tr> <tr> <td>河 川 工 事</td> <td>42.02</td> <td>1,169.0</td> <td>-0.2110</td> <td>14.75</td> </tr> <tr> <td>河川・道路構造物工事</td> <td>28.22</td> <td>52.6</td> <td>-0.0395</td> <td>23.20</td> </tr> <tr> <td>海 岸 工 事</td> <td>26.90</td> <td>104.0</td> <td>-0.0858</td> <td>17.57</td> </tr> <tr> <td>道 路 改 良 工 事</td> <td>32.73</td> <td>80.0</td> <td>-0.0567</td> <td>24.71</td> </tr> <tr> <td>鋼 橋 架 設 工 事</td> <td>39.06</td> <td>105.6</td> <td>-0.0631</td> <td>28.56</td> </tr> <tr> <td>P C 橋 工 事</td> <td>30.09</td> <td>113.1</td> <td>-0.0840</td> <td>19.84</td> </tr> <tr> <td>舗 装 工 事</td> <td>39.39</td> <td>622.2</td> <td>-0.1751</td> <td>16.52</td> </tr> <tr> <td>砂防・地すべり等工事</td> <td>44.58</td> <td>1,281.7</td> <td>-0.2131</td> <td>15.48</td> </tr> <tr> <td>公 園 工 事</td> <td>41.68</td> <td>366.3</td> <td>-0.1379</td> <td>21.03</td> </tr> <tr> <td>電 線 共 同 溝 工 事</td> <td>58.82</td> <td>2,235.6</td> <td>-0.2308</td> <td>18.72</td> </tr> <tr> <td>情 報 ボ ッ ク ス 工 事</td> <td>52.66</td> <td>1,570.0</td> <td>-0.2154</td> <td>18.08</td> </tr> </table> <p>(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。</p>		対象額 適用区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	工種区分		A	b		河 川 工 事	42.02	1,169.0	-0.2110	14.75	河川・道路構造物工事	28.22	52.6	-0.0395	23.20	海 岸 工 事	26.90	104.0	-0.0858	17.57	道 路 改 良 工 事	32.73	80.0	-0.0567	24.71	鋼 橋 架 設 工 事	39.06	105.6	-0.0631	28.56	P C 橋 工 事	30.09	113.1	-0.0840	19.84	舗 装 工 事	39.39	622.2	-0.1751	16.52	砂防・地すべり等工事	44.58	1,281.7	-0.2131	15.48	公 園 工 事	41.68	366.3	-0.1379	21.03	電 線 共 同 溝 工 事	58.82	2,235.6	-0.2308	18.72	情 報 ボ ッ ク ス 工 事	52.66	1,570.0	-0.2154	18.08	<p>(6) 「処分費等」の取扱い 「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、表のとおりとする。 1) 処分費(再資源化施設の受入費を含む) 2) 上下水道料金 3) 有料道路利用料</p> <table border="1"> <tr> <td>区 分</td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合</td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合</td> </tr> <tr> <td>共 通 仮 設 費</td> <td>処分費等は全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等は「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>現 場 管 理 費</td> <td>処分費等は全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等は「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>一 般 管 理 費 等</td> <td>処分費等は全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等は「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。 なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根等に伴うものである。 2. 処分費を計上する場合は、「第1編第2章②間接工事費 2. 共通仮設費 2-3 準備費」及び「第1編第12章①材料単価入力基準表」により単価登録すること。 3. 上表により難い場合は別途考慮するものとする。</p> <p>(7) 現場管理費の計算</p> <p>1) 施工時期、工事期間、大都市を考慮した計算 現場管理費=対象純工事費×(現場管理費率標準値+補正係数)+補正值 対象純工事費：純工事費+支給品費+無償貸付機械等評価額 ただし、現場管理費率標準値は、別表第1(第1表、第2表)による。 補正係数は、(3)2) 大都市を考慮した現場管理費率の補正による。 補正值は、(3)1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正による。</p> <p>2) 施工時期、工事期間、施工地域、工事場所を考慮した計算 現場管理費=対象純工事費×(現場管理費標準値+補正值) 対象純工事費：純工事費+支給品費+無償貸与機械等評価額 ただし、現場管理費率標準値は、別表第1(第1表~第4表)による。 補正值は、(3)1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正及び(3)3) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正による。</p>		区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合	共 通 仮 設 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。	現 場 管 理 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。	一 般 管 理 費 等	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。	前頁から移動 語句の修正
対象額 適用区分	700万円以下		700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																
	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																	
工種区分		A	b																																																																																		
河 川 工 事	42.02	1,169.0	-0.2110	14.75																																																																																	
河川・道路構造物工事	28.22	52.6	-0.0395	23.20																																																																																	
海 岸 工 事	26.90	104.0	-0.0858	17.57																																																																																	
道 路 改 良 工 事	32.73	80.0	-0.0567	24.71																																																																																	
鋼 橋 架 設 工 事	39.06	105.6	-0.0631	28.56																																																																																	
P C 橋 工 事	30.09	113.1	-0.0840	19.84																																																																																	
舗 装 工 事	39.39	622.2	-0.1751	16.52																																																																																	
砂防・地すべり等工事	44.58	1,281.7	-0.2131	15.48																																																																																	
公 園 工 事	41.68	366.3	-0.1379	21.03																																																																																	
電 線 共 同 溝 工 事	58.82	2,235.6	-0.2308	18.72																																																																																	
情 報 ボ ッ ク ス 工 事	52.66	1,570.0	-0.2154	18.08																																																																																	
区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合																																																																																			
共 通 仮 設 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。																																																																																			
現 場 管 理 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。																																																																																			
一 般 管 理 費 等	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。																																																																																			
積算上の注意事項				次頁へ移動 (控え頁) 5/8																																																																																	

改定理由	一部改定	改定 現行																																																																																																																																																																																																																																														
現 行		改 定																																																																																																																																																																																																																																														
<p>第2表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額</th> <th colspan="2">200万円以下</th> <th colspan="2">200万円を超え1億円以下</th> <th rowspan="2">1億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <td>工種区分</td> <td></td> <td></td> <td>A</td> <td>b</td> <td>下記の率とする</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路維持工事</td> <td></td> <td>51.14</td> <td>316.8</td> <td>-0.1257</td> <td>31.27</td> </tr> <tr> <td>河川維持工事</td> <td></td> <td>41.28</td> <td>166.7</td> <td>-0.0962</td> <td>28.34</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額</th> <th colspan="2">1,000万円以下</th> <th colspan="2">1,000万円を超え20億円以下</th> <th rowspan="2">20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <td>工種区分</td> <td></td> <td></td> <td>A</td> <td>b</td> <td>下記の率とする</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">共同溝等工事</td> <td>(1)</td> <td>48.95</td> <td>367.7</td> <td>-0.1251</td> <td>25.23</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>37.50</td> <td>110.6</td> <td>-0.0671</td> <td>26.28</td> </tr> <tr> <td>トンネル工事</td> <td></td> <td>43.96</td> <td>203.6</td> <td>-0.0951</td> <td>26.56</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">下水道工事</td> <td>(1)</td> <td>33.46</td> <td>50.8</td> <td>-0.0259</td> <td>29.17</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>36.91</td> <td>213.5</td> <td>-0.1089</td> <td>20.73</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>31.58</td> <td>48.4</td> <td>-0.0265</td> <td>27.44</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額</th> <th colspan="2">3億円以下</th> <th colspan="2">3億円を超え50億円以下</th> <th rowspan="2">50億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <td>工種区分</td> <td></td> <td></td> <td>A</td> <td>b</td> <td>下記の率とする</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリートダム</td> <td></td> <td>22.60</td> <td>301.3</td> <td>-0.1327</td> <td>15.56</td> </tr> <tr> <td>フィルダム</td> <td></td> <td>33.08</td> <td>166.5</td> <td>-0.0828</td> <td>26.20</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 算定式 $J_o = A \cdot N p^b$ ただし、J_o:現場管理費率(%) $N p$:純工事費(円) A, b:変数値 (注) 1. J_oの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止とする 2. 対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費(2)算定方法 1)率計算による部分の(ニ)」及び「2. 共通仮設費(2)算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p>		対象額	200万円以下		200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		工種区分			A	b	下記の率とする	道路維持工事		51.14	316.8	-0.1257	31.27	河川維持工事		41.28	166.7	-0.0962	28.34	対象額	1,000万円以下		1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		工種区分			A	b	下記の率とする	共同溝等工事	(1)	48.95	367.7	-0.1251	25.23	(2)	37.50	110.6	-0.0671	26.28	トンネル工事		43.96	203.6	-0.0951	26.56	下水道工事	(1)	33.46	50.8	-0.0259	29.17	(2)	36.91	213.5	-0.1089	20.73	(3)	31.58	48.4	-0.0265	27.44	対象額	3億円以下		3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		工種区分			A	b	下記の率とする	コンクリートダム		22.60	301.3	-0.1327	15.56	フィルダム		33.08	166.5	-0.0828	26.20	<p>別表第1 第1表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額</th> <th colspan="2">700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下</th> <th rowspan="2">10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <td>工種区分</td> <td></td> <td></td> <td>A</td> <td>b</td> <td>下記の率とする</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川工事</td> <td></td> <td>42.02</td> <td>1,169.0</td> <td>-0.2110</td> <td>14.75</td> </tr> <tr> <td>河川・道路構造物工事</td> <td></td> <td>41.29</td> <td>420.8</td> <td>-0.1473</td> <td>19.88</td> </tr> <tr> <td>海岸工事</td> <td></td> <td>26.90</td> <td>104.0</td> <td>-0.0858</td> <td>17.57</td> </tr> <tr> <td>道路改良工事</td> <td></td> <td>32.73</td> <td>80.0</td> <td>-0.0567</td> <td>24.71</td> </tr> <tr> <td>鋼橋架設工事</td> <td></td> <td>46.66</td> <td>276.1</td> <td>-0.1128</td> <td>26.66</td> </tr> <tr> <td>P C橋工事</td> <td></td> <td>30.09</td> <td>113.1</td> <td>-0.0840</td> <td>19.84</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> <td></td> <td>39.39</td> <td>622.2</td> <td>-0.1751</td> <td>16.52</td> </tr> <tr> <td>砂防・地すべり等工事</td> <td></td> <td>44.58</td> <td>1,281.7</td> <td>-0.2131</td> <td>15.48</td> </tr> <tr> <td>公園工事</td> <td></td> <td>41.68</td> <td>366.3</td> <td>-0.1379</td> <td>21.03</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> <td></td> <td>58.82</td> <td>2,235.6</td> <td>-0.2308</td> <td>18.72</td> </tr> <tr> <td>情報ボックス工事</td> <td></td> <td>52.66</td> <td>1,570.0</td> <td>-0.2154</td> <td>18.08</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。</p> <p>第2表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額</th> <th colspan="2">700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え3億円以下</th> <th rowspan="2">3億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <td>工種区分</td> <td></td> <td></td> <td>A</td> <td>b</td> <td>下記の率とする</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋梁保全工事</td> <td></td> <td>63.10</td> <td>1,508.7</td> <td>-0.2014</td> <td>29.60</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額</th> <th colspan="2">200万円以下</th> <th colspan="2">200万円を超え1億円以下</th> <th rowspan="2">1億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <td>工種区分</td> <td></td> <td></td> <td>A</td> <td>b</td> <td>下記の率とする</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路維持工事</td> <td></td> <td>58.61</td> <td>605.1</td> <td>b=0.1609</td> <td>31.23</td> </tr> <tr> <td>河川維持工事</td> <td></td> <td>41.28</td> <td>166.7</td> <td>-0.0962</td> <td>28.34</td> </tr> </tbody> </table>	対象額	700万円以下		700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		工種区分			A	b	下記の率とする	河川工事		42.02	1,169.0	-0.2110	14.75	河川・道路構造物工事		41.29	420.8	-0.1473	19.88	海岸工事		26.90	104.0	-0.0858	17.57	道路改良工事		32.73	80.0	-0.0567	24.71	鋼橋架設工事		46.66	276.1	-0.1128	26.66	P C橋工事		30.09	113.1	-0.0840	19.84	舗装工事		39.39	622.2	-0.1751	16.52	砂防・地すべり等工事		44.58	1,281.7	-0.2131	15.48	公園工事		41.68	366.3	-0.1379	21.03	電線共同溝工事		58.82	2,235.6	-0.2308	18.72	情報ボックス工事		52.66	1,570.0	-0.2154	18.08	対象額	700万円以下		700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		工種区分			A	b	下記の率とする	橋梁保全工事		63.10	1,508.7	-0.2014	29.60	対象額	200万円以下		200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		工種区分			A	b	下記の率とする	道路維持工事		58.61	605.1	b=0.1609	31.23	河川維持工事		41.28	166.7	-0.0962	28.34	<p>前頁より移動</p> <p>工種区分の改定</p> <p>工種区分の改定</p> <p>次頁へ移動</p>
対象額	200万円以下		200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																											
	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。																																																																																																																																																																																																																																													
工種区分			A	b	下記の率とする																																																																																																																																																																																																																																											
道路維持工事		51.14	316.8	-0.1257	31.27																																																																																																																																																																																																																																											
河川維持工事		41.28	166.7	-0.0962	28.34																																																																																																																																																																																																																																											
対象額	1,000万円以下		1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																											
	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。																																																																																																																																																																																																																																													
工種区分			A	b	下記の率とする																																																																																																																																																																																																																																											
共同溝等工事	(1)	48.95	367.7	-0.1251	25.23																																																																																																																																																																																																																																											
	(2)	37.50	110.6	-0.0671	26.28																																																																																																																																																																																																																																											
トンネル工事		43.96	203.6	-0.0951	26.56																																																																																																																																																																																																																																											
下水道工事	(1)	33.46	50.8	-0.0259	29.17																																																																																																																																																																																																																																											
	(2)	36.91	213.5	-0.1089	20.73																																																																																																																																																																																																																																											
	(3)	31.58	48.4	-0.0265	27.44																																																																																																																																																																																																																																											
対象額	3億円以下		3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																											
	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。																																																																																																																																																																																																																																													
工種区分			A	b	下記の率とする																																																																																																																																																																																																																																											
コンクリートダム		22.60	301.3	-0.1327	15.56																																																																																																																																																																																																																																											
フィルダム		33.08	166.5	-0.0828	26.20																																																																																																																																																																																																																																											
対象額	700万円以下		700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																											
	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。																																																																																																																																																																																																																																													
工種区分			A	b	下記の率とする																																																																																																																																																																																																																																											
河川工事		42.02	1,169.0	-0.2110	14.75																																																																																																																																																																																																																																											
河川・道路構造物工事		41.29	420.8	-0.1473	19.88																																																																																																																																																																																																																																											
海岸工事		26.90	104.0	-0.0858	17.57																																																																																																																																																																																																																																											
道路改良工事		32.73	80.0	-0.0567	24.71																																																																																																																																																																																																																																											
鋼橋架設工事		46.66	276.1	-0.1128	26.66																																																																																																																																																																																																																																											
P C橋工事		30.09	113.1	-0.0840	19.84																																																																																																																																																																																																																																											
舗装工事		39.39	622.2	-0.1751	16.52																																																																																																																																																																																																																																											
砂防・地すべり等工事		44.58	1,281.7	-0.2131	15.48																																																																																																																																																																																																																																											
公園工事		41.68	366.3	-0.1379	21.03																																																																																																																																																																																																																																											
電線共同溝工事		58.82	2,235.6	-0.2308	18.72																																																																																																																																																																																																																																											
情報ボックス工事		52.66	1,570.0	-0.2154	18.08																																																																																																																																																																																																																																											
対象額	700万円以下		700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																											
	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。																																																																																																																																																																																																																																													
工種区分			A	b	下記の率とする																																																																																																																																																																																																																																											
橋梁保全工事		63.10	1,508.7	-0.2014	29.60																																																																																																																																																																																																																																											
対象額	200万円以下		200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																											
	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。																																																																																																																																																																																																																																													
工種区分			A	b	下記の率とする																																																																																																																																																																																																																																											
道路維持工事		58.61	605.1	b=0.1609	31.23																																																																																																																																																																																																																																											
河川維持工事		41.28	166.7	-0.0962	28.34																																																																																																																																																																																																																																											
積算上の注意事項			(控え頁) 6/8																																																																																																																																																																																																																																													